

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会(第6回)議事概要

第1 日 時 令和5年12月15日(金) 午前10時～正午

第2 場 所 法務省会議室(オンライン併用)

第3 出席者(敬称略)

(座長)

山本和彦

(委員)

東貴裕、小川新志、小原淳見、高取芳宏、中山紘行

(関係府省庁)

南部晋太郎内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)、松本剛法務省大臣官房国際課長、吉川尚文経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長、宮崎文康法務省大臣官房国際課付

(オンライン出席)

内閣府、スポーツ庁、外務省

(ヒアリング参加者)

早稲田大学大学院教授、東京大学名誉教授 道垣内正

第4 議事概要

1 ヒアリング

●道垣内教授

○道垣内教授 本日はありがとうございます。

まず第1に国の施策として仲裁振興を行う意義目的ということですが、国は税金を用いて特定の業界に補助金を出したり、あるいはハードウェアを作って環境整備したりということはしておりますけども、しかし、その目的は当該業界を潤すためではなくて、社会的な正当性のある目的のためです。国民の雇用の確保とか、安全保障とか、いろいろあると思います。そういうことを考えますと、仲裁に関わる人たち、特に弁護士は、低所得者へのプロボノの活動をするとかそういう局面であればともかく、仲裁振興するにあたって税金を当てにすることは、なかなか本来難しいところではないかと思えます。しかし、それでも社会的に意味があるというためには何らかの公益が必要で、仲裁の関係者のために行っているのではないかと疑念が少しでも起こることがあり

ますと、とてもまずいことだと思います。

そうしますと、意義目的は何かということですが、国内仲裁も含めて考えますと、仲裁というオプションは、いまだ日本の企業等の方々には知られていない。知っているかもしれないけど、どういう場合に使うのが一番有効なのか、どういうメリットがあるのかということも正しく認識して、オプションをいつ行使するのが良いかということについての知見は十分ではないと思います。そうでありますので、こういうふうにするというふうには仲裁の良いところを普及啓発するということは、万一法的紛争を抱えたときにより合理的な解決手段が提供されるということになりますので、それは公益に資するかなと思います。それは仲裁全部について言えることだと思います。

国際事件まで視野を広げてみるとどうでしょうか。国際仲裁振興の公益性は法の支配を行き渡らせることではないかと思えます。法の支配は日本政府が国際的に発信している価値でございますけども、自分が関与して作られた法、自分がコントロールできる判断権者による支配であればよろしいですけれども、そうでなければ単に独裁者が作った法に支配されているのと同じでございます。したがって、外国の企業あるいは外国人から見て、日本の裁判所に服するということは、法の支配とは自分に関与していないシステムに服させられるわけですから、不安を感じるはずで、逆に日本の企業も外国に出ていき、外国の裁判所に服する場合には同じ不安があると思えます。もちろん裁判は正しく運営されていることが多いでしょうけれども、そうでないかもしれないという疑念は完全に拭うことはできません。そういう状態を解決する一つの方法が仲裁だと思います。仲裁であれば、仲裁人は自分が関与して選ぶことができますので、3人の仲裁廷であれば、少なくとも1人の仲裁人を選ぶことができます。そういう自分たちの手作りの紛争解決制度が、ニューヨーク条約を含む法により各国で有効に機能するようにされているわけです。実質的な意味での法の支配の享受ということが国際仲裁の大きなメリットではないかと思えます。法の支配自体は公益ですので、その普及啓発には公益性があり、税金を投入する価値があるということになるかと思えます。

2番目、我が国が目指す国際仲裁のあり方について申し上げます。今申しましたように、特に国際仲裁ということですが、仲裁による法の支配の実質的保障は、日本の企業に対するメッセージだけではなく、外国の企業に対するメッセージでもあるべきだろうと思えます。日本企業等に対するメッセージとしては、例えば専属管轄についての争い、契約締結段階で相手方は自国で裁判をしたいと主張し、こちらはこちらで裁判したいという対立が生じたときに、安易に譲るべきではなく、第三の道、すなわち交渉が行き詰まったときの逃げ道としては仲裁があるということを知っておくべきだと思います。少なくとも日本での仲裁が勝ち取れなくても、当該国での仲裁を勝ち取れば、その仲裁には自分が関与した仲裁人を送り込むことができるわけです。その人は、日本法も日本の企業の事情もわかっているはずであり、そこに実質的な法の支配を享受できるということを理解してもらって活動はすべきではないかと思えます。

他方、外国の企業等に対してのメッセージとしては、日本の裁判制度は問題ないとは思いますが、そうであっても、その事をいくら言っても外国から見れば100%安心とは言えないと思いますので、そういう外国の人たちに、日本では仲裁というものを振興していて、外国企業等にも安心できるシステムとして提供をしようとしているということを広報するという事は、直接的に言えば日本への投資を促進する方向に働く安心材料の一つになり公益に資するのではないかと思います。

3番目、JIDRCの事業の総括について申し上げます。このJIDRCができたときには、私は外に全く関与しておりませんでした。弁護士さん大したものだと思っていました。非常にわがままなことを、よく通したものだと思心していました。途中からアドバイザーボードのメンバーになって、そもそも作るときに、これはおかしいと思いませんでしたかっていうのが私の一番嫌な発言だったと思います。外から見ていて、うちの町でも町民がよい音楽を楽しめるようにオーケストラに来てほしいと考え、まずはコンサートホールを作ろうっていうのと同じだと思います。それはお金の使い方がおかしくないかと、最初の段階で思うのが普通じゃないかと思います。JIDRCは、それをやってしまったわけです。ただJIDRCは、別に施設だけではなくて様々な情報発信もしておりまして、そこには意味があるかと思いますが。箱物といいますか、審問室等については、少なくとも東京や大阪には山ほどよい施設があるので、それを借りればいいわけです。しかも、例えば、ホテルの中の会議室を使えるだけの予算が出せる紛争当事者であれば、外国からの方々はそこに宿泊できますし、食事にも困らないし、時間がタイトになればコーヒーやサンドイッチも提供してもらえますので、よほど快適に仲裁が進められます。しかも係争額は大きいものもあれば小さいものもあり、お金を出せるもの、出せないものなど様々な紛争があるわけですから、それに応じたところを借りて行いうのが良いと思います。その賃料を補助できるかという、これは先ほどの公益に資するという事で説明できればいいですが、直接的には、なかなか難しいところかなと思います。箱物は、ないよりはあった方がいいと思いますが、国民のお金を使って作るのはおかしいと今でも思っております。もし施設を持つことに経済合理性があるのであれば、民間でできることであり、それは自ずとできてくることではないかと思っております。しかし、それは、かなり先、日本でたくさん仲裁審問が行われるという段階でなければ、なかなか難しいのではないかと思います。

最後、JCAAのことについて申し上げます。JCAAをどうすれば国際的に認知される機関にすることができるかについてですが、これについては、私自身、仲裁調停担当の執行理事をしていましたことから、まずは何のお役にも立てなかったということをお詫びするほかありません。努力はしたつもりですが、数字が出てない以上は、経営努力しましたというだけでは株主の批判からは逃れられないのと同じです。

例えばインタラクティブ仲裁規則を含む三つの仲裁規則を作るなどいたしました。インタラクティブ仲裁は、先に見えるといいますか、何が行われているのかよくわかる仕

組みではないかと思っています。私の経験からいっても、仲裁に3人いて、仲裁人の間でも心証がよくわからない状況を進んでいきますと、当事者はすごく不安を感じますので、あらゆる論点について詳細に論じ、証人も呼んでくるという無駄なことが起きますので。そこは交通整理するというのが大陸法的な考え方であり、それは現在普及している英米法的な仲裁モデルとは違いますけれども、理解していただければ意味があるかと思っています。インタラクティブ仲裁は、使いたいと考える当事者だけが使えばいいわけですが、まだ1件しかなくて、意図したようには使われておりません。

その他、内外の弁護士の方に、JCAAの広報活動をやらせてもらうようにしました。最初は私がシンポジウムやセミナーに出ましたが、他の仲裁機関の方々のプレゼンテーションを見て、私みたいな人が言ってもとても駄目だと思い、見栄えの良い人を選んでお願いして、広報活動をお願いいたしました。英文の広報誌、ジャパン・コマーシャル・アービトレーション・ジャーナルの刊行も開始しました。

さて、JCAAの財務構造について申し上げます。仲裁調停部門だけを取り出すと赤字です。JCAAには、ご存知の方もいらっしゃると思いますけども、カルネ事業があります。関税を節約する仕組みです。コンサートの楽器や見本市に展示する機械などは、持ち込むけれども持ち帰るので、一時持ち込みの場合の免税措置を与えましょうという条約があって、多くの国が入っているわけです。通関の際の証明書を発行し、万一紛失しましたとか、あるいはインチキして売却しましたとかいうときに補償をするという業務をカルネ事業としてJCAAがやっています。この事業がエンジンといいますか、稼ぎを出してくれており、そのプラスによって、仲裁調停部門のマイナスを補っているというのが実情でございます。このコロナウイルスで国際的な物の動き止まった際には、カルネ事業がすごく落ち込みましたので、絶対に安心の事業ではありません。仲裁協会という名前からすると、通関の書類を出すということはおかしなことに聞こえると思いますが、このエンジンをJCAAに付けてくれた人は、すごく先見の明があると思います。このような他の業務の稼ぎによって仲裁調停業務が行われているということを知って頂きたいと思います。

JCAAは、そういう根本的な脆弱性がある中で、限られたスタッフが支えているということでございます。外部の方から見ると、外人の英語がよくできるケースマネージャーを置いたらどうかとか気軽な批判をされる方もいらっしゃいますけども、そういう状況ではございません。私がいたときも、そのことを少しは目指しました。ただ、アプローチした法律事務所はアソシエイトを出してはくれませんでした。その理由は、利益相反が生じかねないとか、仲裁部門がまだあまり大きくないので、JCAAに数少ない人材を割くことはできないということでした。

もし本気で日本での仲裁あるいは国際仲裁を含む仲裁振興をするというのであれば、JCAAをどうしていくのがいいのかを考えるべきです。JCAAに頑張ってもらわないと、国内仲裁はもちろん、国際仲裁の振興も難しいと思います。数から言えば、日本

企業が当事者になることが多いので、日本企業やその契約をドラフトする弁護士の方々にJCAA仲裁を知ってもらふ必要があると思います。マーケティングでよくいわれるように、消費者はニーズを持っていないので、サプライ側がニーズをかき立てる必要があります、仲裁においても同じだと思います。そういう活動をもっともつとするのは、抜本的にJCAAのあり方を見直すとか、あるいは、そこにテコ入れする必要があるかとも思います。ただ、税金をいきなり入れるのは、日本の仲裁に国の色がついてしまうのでまずいことです。また、私はスポーツ仲裁機構を運営していたことがあり、その経験に照らすと国のお金は非常に使いにくいので苦勞することになりますので、間接的な支援がよいと思います。

以上、要するに、紛争解決業務は単体では決してプラスになるはずはないわけです。現在の件数が増えていけば、スタッフを増やさなければなりませんので、経費が増えることになります。また、事件数は変動するので、固定費を大きくしてしまうと困ることになります。そのようなことを正面から見据えて、国として何らかの効果的で抜本的な措置を講じていただきたいと思っております。

○山本座長 ありがとうございます。それでは続きまして質疑応答の方に移りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。高取委員。

○高取委員 道垣内先生、ありがとうございます。四つのポイントについて非常に明快にご教授いただきまして、理解いたしました。特に2番目にご指摘された法の支配というのは、正に仲裁において自分が選べるリソース、すなわち仲裁人、ないし仲裁代理人だと思います。先ほどのコンサートホールの例えからすると、箱を作るだけじゃなくておそらくその演奏家であるとか、指揮者であるとか、マネージャーがその中身を備えて法の支配を実現する。そのプレイヤーを作ることが、法の支配に繋がって、それが、法務省さんが目指す公益の拡大に繋がると思うので、その法の支配を担う人を作るところにそのお金を入れていく必要があるのだと思っています。ただし先生がおっしゃるように、単に仲裁村を潤すように見られるとまずいと思います。例えばさっきおっしゃったインタラクティブ仲裁ですとか、UNCITRAL仲裁ですとか、JCAAとしてユニークな規則があって、これを担う人を作ることこそが、私は法の支配の実現に繋がると思います。その辺のご意見と、できればインタラクティブ仲裁とかUNCITRAL仲裁等を担う人を作っていくアイデアといいますか、例えば法務省さん、国がお金を投入して具体的に育てていくことが正に啓発に繋がり、法の支配の実現に繋がると思いましたので、もし具体策とか、あるいはお金の投入の仕方など、ご教授いただけるとありがたいと思います。

○道垣内教授 ありがとうございます。それも必要だと思います。ただ、まずは数が増

えてそれから担い手っていうことに、順番としてはそうなると思います。先に準備ばかりすると、事件を1件も受けない人が出てきてしまって、それはよくないし無駄ですね。順番としては、先に企業法務の方、あるいは一般の契約書のドラフティングをやっている弁護士の方への訴求が必要だと思います。ドラフティングの局面で仲裁条項を入れてもらうことの価値をご理解頂く活動が大切だと思います。いつも仲裁条項を入れていればいいわけはありません。例えば、銀行がお金を貸すときに仲裁条項を入れる必要は全くないと思います。返さない方が悪いに決まっております、執行だけが問題であろうと思いますので。もう少し複雑な物の瑕疵や製造物責任が起こるかもしれないようなモノのやり取り、あるいはサービスの提供の質が問われるタイプの契約の場合などでは、仲裁条項を入れることがオプションになるということの周知活動です。まず、そちらに注力をして、件数が増えてくれば、それに応じて人を育成していくことも必要だろうと思います。決して否定はしませんけれども、順番としては後かなというふうに思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。小原委員。

○小原委員 道垣内先生、小原でございます。大変示唆に富んだJCAAの運営に関与されていたからこそお話いただけるような踏み込んだ内容をご説明いただきましてありがとうございます。

いくつかご質問がありますが、多分、他の方もご質問があるかと思っておりますので、まず一つ、JCAAについての今後の振興策、そちらの方についてお伺いをしたいと思います。今回、実は、いろいろなヒアリングを行わせていただきまして、いろいろな仲裁機関の、言ってみれば経済状態、どうやって今の仲裁機関を回しているのかということも含めて、情報入手したところ、国際仲裁申立数が多くない仲裁機関でも国内仲裁が非常に多くて、その国内仲裁がある意味、仲裁機関のブレッド&バターになっています。あとは仲裁機関がイベントを通じてコンファレンス収入を得ている例もありました。コンサルティングを行ったり、それから会員を募ったりして、会員の費用で収支を保つというところもありました。それによって国からの支援なくして、仲裁機関を回すことができるという様子が見えてまいりました。

この観点から言いますと先ほど、JCAAにおいてカルネ事業と仲裁事業をくっつけたのは妙案であったというお話もございましたけれども、翻って見て日本の場合には、まず国内仲裁案件が多くないということ。それから国内仲裁あると思いますがJCAAの他に仲裁機関がいくつもあるということ。例えば建設紛争というのは非常に多くございますけれども、これは別の機関が行っているということで、韓国では国内の建設紛争が仲裁機関のブレッド&バターになっている。それからドイツでは、国内のポストM&A紛争がDISSの収入源になっていることがあります。そのような観点からJCAAをサポートし

ていったときに、どういふうにJCAAを発展していくことが理想だとお考えになりますでしょうか。

○道垣内教授 JCAAにも会員はいます。社団法人ですから、会員がいるわけです。その方々はJCAジャーナルという雑誌や、JCAAがアレンジしている法律相談や、セミナーに無料で参加できるとかなどのメリットはあります。しかし、仲裁については、多くの会社は10年に1回あるかないかぐらいのことだと思いますし、会員だからといって仲裁で特別扱いできるわけではなく、いわんや有利な仲裁判断が得られるわけではありませんので、仲裁のために会員になっているという認識は多分ないと思います。会員が仲裁機関を支えるという仕組み作りのノウハウがあるのならJCAAにはぜひ教えていただきたいのです。

国内仲裁は、先ほど申しあげたとおり、ぜひ振興すべきだと思いますが、ただあまりに小さい事件を拾うのは、スタッフの数からいって無理です。とてもやっつけられない。機関としては、ある程度の金額が入ってこなければサービスを提供する価値はないと思います。本当の公益であれば、いくらでもやっつけあげべきことになるわけですが、独立採算制をとる以上は、それは無理だと思います。スタッフの数が実働で2人ですから、その人たちで賄える数でなければならないので。ですから、私、国内仲裁をぜひ振興しようと言ってきましたが、それは、ある程度大きなものを想定しています。国がやっている建設仲裁まで手を出す必要は全然ないと思っております。

それから、JCAAをどうしたらいいのか。元々は日本商工会議所の中にあつたものを、もう70年前に外に出したわけです。そのときの経緯について、昔の書類を拝見しましたがけれども、今後は仲裁を普及していくみたいな決意表明がありました。当時は、結構な数があつたようですが、ある時から、それほどではなくなりました。一つの抜本的な解決策としては、カルネと一緒にもう一度日商に引き取ってもらおうということですね。仮に日商が嫌だと言うとすれば、それは仲裁を支えるつもりはないということですので、産業界が支えるつもりはないものを、法律家がいくらやりましょうといっても駄目だと思います。設立時には経団連も名前を連ねており、中心になつたのは日商でした。他の経済団体も総意でお金も出す、人も出す、福利厚生ももっとよくしますとか、そういうものがあつて初めて、日本国において仲裁が振興されるので、その努力は必要だし、アプローチは続けるべきだと思います。できれば、ここには経産省の人がいらっしやいます。経産省の力を使って説明をしてご理解いただくということが必要だと思います。あるいは、もっと上のレベルで、国家全体として支えるとか、やってくれと言ってくれないと無理だと思います。いずれにしても、そういう大きなところに仲裁調停部門を入れないと、需要の波が吸収できないと思います。すごく件数が多くなれば、また出ていってくださいと言われるかもしれませんが、それはそれで結構だと思います。今のところは引き取ってもらつた方が何かといいと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○中山委員 失礼いたします。先ほど、今言われたコメントに対する私、ご質問でございますけども。総じて全体的に経済合理性をやっぱり考えて、この事業のあり方をというふうに捉えられています。一方で、今あまり全部拾う必要がないと、やはり、やっぱりそういうある一部のある一定数のものに対して普及することが重要点であると。しかしながら、現状は先ほど10年に1回あるかないか、これももうおっしゃるとおりでございます。企業は、本当にこんなことを何回も何回もあるような企業は続いているわけではないわけでございます。実際には、本当に一代で一つの経験をするぐらいなのも実態です。金額ベースとか建設の話もそうですけども、一つにまとめ集約させてやっぱり金額にこだわらないような考え方をした方が、経済合理性が確立しやすいというふうに捉えています。その点はいかがですか。

○道垣内教授 そのためには、仲裁機関は、大小を問わず、たくさんの案件の処理をする方がいいということですよ。そうだとすると、組織を大きくしないといけなくなる。まだまだ小さいときに、そのことをあらかじめ心配すると困ると私は言っているわけです。それは、件数が全く増えてもいないのに、多数の案件が持ち込まれると困ると、そんなことを先回りして心配して、小さな事件はやらないっていうのは、おかしいじゃないかということになるかもしれません。おっしゃるとおり、どっちが先かですが、本当に増えてくると、とても回らないと思います。結構ケース1件1件は結構面倒です。仲裁判断も事務局がチェックしていて、誤記や計算間違いもありますので、そこは直して指摘しています。そうじゃないとクオリティが保てません。おっしゃるところはわかりますけれども、建設仲裁までやった方がいいというご意見ですか。

○中山委員 一つの考え方として、そこまで広げて考えるのもあり得るか。

○道垣内教授 建設仲裁は、うまくいっていると思いますので、多分やろうとしても来てくれないと思います。

○山本座長 他にいかがでしょうか。

○小川委員 委員の小川です。ありがとうございます。私の質問は、先ほどの小原委員からのご質問と少し関係しまして。つまり国内仲裁をある種ベースにして、日本企業が仲裁を利用するための心理的なアクセスを下げることができれば、それが、ひいては国際仲裁を活用するという事に繋がるということもあり得るというふうに理解しました。

先ほど小さい事件だけではなくて大きな事件をとっていく、そうでないとJCAAとしても運営が回らないということでしたので、具体的に大きな事件というと、もし建設を省いたとして、例えばKCABについては確かに建設が国内事件は非常に大きな割合を占めている一方で、日本国内のビジネスの事件で、しかも大きな額での国内事件と考えたときに、具体的に、どの業界とか、どういう取引があり得るのかとか。どこに、きっかけがあるのかどうかということも含めて、先生が国内だけじゃなくて国際も含めて様々なところで活躍をされているご経験から、もしご示唆をいただけるものがあればありがたいです。

○道垣内教授 JCAAは、ある時から業界別の説明会を始めました。今でもやっていると思いますが、そのような活動を通じて、どこの業界に潜在的な需要があるか、あるいはどこが額の大きな事件の発生が見込まれるかを把握すべきでしょう。私にはまだ分かりません。ただ理想といいますか、最も良いシナリオとしては、地方の会社が仲裁によって紛争を解決して、こんなに早く合理的な判断が出て、非常に助かったということをつぱい喋ってくれるとよいと思います。守秘義務もありますから相手方のことはあまり言えないでしょうが、それにしてもうまくいったということが、談話として日経とかに出るみたいなのがあると、そういうものがあるのかということが知れ渡り、弾みが付くと思います。国内での仲裁の人気をつけるためには、そういうチャンピオン・ケースが欲しいものだと思います。大企業ではなく、多くの企業に共感を持ってもらえる開催の論理的に説明できる社長さんに、その役割を担ってもらいたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○小原委員 重ねて失礼いたします。ちょっとフロントに戻りまして、国は、どういうことに支援をしたら良いのかという、むしろ、その大枠のところに戻ってお伺いをしたいと思います。先ほど国のお金を使うということは、国民の利益になる。国の利益になるということが大事である。それは本当にもう当然のことだと思いますが、何が国民の利益だと捉えるかということなのかなというふうに思います。そのときに先生がおっしゃってくださった日本企業が海外で法の支配の享受を受けられる。海外の企業が、日本に投資をするときに法の支配の享受を受けられるというような、ある意味、具体的なミクロの観点でのお話があったかなというふうに思います。もう少しマクロ的に見て、例えば、日本で仲裁が振興することによって、国際的な重要な紛争解決が、日本の国内で解決される。または、例えば、今でも重要な紛争の解決が、どうしても海外で行われる、日本企業が関わっているものについても、日本の外で紛争解決がなされてしまうという現状があって、なかなか日本の裁判所にもそういった問題が上がってこない。一体それはどこに行っているのかというと、日本の外の、例えば、ニューヨークであったり、ロンドンであ

ったり、シンガポールであったり、そういったところに最終的に行ってしまっている。そういったマクロ的に見てみて、もし重要な紛争、日本企業等も関わる、又は日本企業が関わらない場合もですけれども、重要な紛争が日本国外に出てしまっている。それを何とか日本の司法制度の中でも解決できるようにするようにはどうかというような、もうちょっと漠然としたお話になりますが、そういった観点から仲裁を振興するという発想はいかがでしょうか。

○**道垣内教授** うまく公益に繋げて説明できればいいですけども、今おっしゃったことだと、弁護士さんのためかなというふうに一般の方々には思うと思いますね。もう少し何か上手な説明が必要だと思います。日本での紛争解決の数を増やす、裁判所も含めてというだけだと、それが国民の利益かという、それは違うような気がします。日本での紛争解決が盛んになれば、外国人が日本に来て飲食宿泊することになるでしょうが、そのような間接的な波及効果であれば外国人観光客を誘致する方がよほど大きなインパクトがあると一般の方々には思うでしょうから、なかなか難しいかなと私は思います。

○**山本座長** ありがとうございます。

2 期日間オンラインヒアリング結果概要及び新設された仲裁審問専用施設についての聴取等結果概要の報告

(法務省から、配布資料2及び3に基づいて、期日間オンラインヒアリング結果概要及び新設された仲裁審問専用施設についての聴取等結果概要の報告がされた。)

○**山本座長** ありがとうございます。それでは、この施設に同行いただいた高取委員からコメントがありましたらお伺いしたいと思います。

○**高取委員** 私の方からはこの施設については、いわゆる中立性など、設立や運営の独立性については、いろいろな議論があるところですが、そこは置いておいて、純粹に物理的ないしオペレーションの客観面について見学ないし情報収集してきたことについて報告したいと思います。

今お話しありましたとおり、JIDRCには充実した審問施設、当事者用の控室、それからオンラインの設備等々充実しており、とても好評でしたが、今回の施設は、少しこじんまりした形で非常にうまく運営面を含めて引き継いでいるのかなという印象と認識を持ちました。その中には、審問を受ける当事者ないし調停を使う当事者のための、入り口から入って、どういうふうにも尋問室に入り、それぞれの部屋に移るかという導線も含

めて単なる箱としてだけでなく、そこを仕切っている、アレンジしているスタッフも仲裁の審問手続等を分かっている方が入っているという印象を受けました。またオンラインのシステムについても、例えば、証人尋問を遠隔地から行う場合、その証人の部屋において、カメラでどういう監視して、コーチングを防ぎ、デュープロセスに違反することがないようにカメラをセッティングする台数や配置なども配慮されていると思いました。規模感としてはJIDRCよりもこじんまりしていますが、オペレーションを含めた客観面はととてもよくできているし、IDRCができる前に外国の弁護士などが日本での仲裁を行う施設について、古いビルだと寒いなどと批判することもあったようですが今回の施設はちょうど良い適切なレベルで設備を備えているし、運用がされていると認識を持ちました。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

3 研究会の取りまとめに向けた意見交換

(法務省から、配布資料4について、説明がされた。)

○山本座長 それでは、この事務局ペーパーを基に、そこで議論していただきたいと思いますが、まず前提として、この事務局ペーパーの論点で、今ご指摘ありましたように論点1から論点6まで整備をさせていただいているわけでありますけれども、この論点立てに従って議論を進めるということによろしいでしょうか。もし何か起きている論点、こういう論点もあるのではないかとということであれば、もし、この段階でいただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山本座長 それでは、この論点1から論点6に即して、順次ご議論をいただきたいと思えます。先ほど申し上げましたように、議論するのは本日残りの時間と、次回第7回で、どれぐらい、それぞれの時間かかるか予測がなかなか難しいものでありますから、次回までで一とおりの議論は少なくとも得たいというふうに考えてであります。

それでは順次、まず論点1、国の政策として国際仲裁を活性化させる意義・目的、先ほど松本課長の話で総論的な部分、けれども、この点につきましてご意見のある方はお願いしたいと思います。高取委員。

○高取委員 高取です。非常に重要な論点1の意義づけについて、しっかり議論させていただきたいのですが、特に、1の①の日本のプレゼンスを向上させる。特に「法

の支配」、正に道垣内先生がおっしゃったように、そのために、国のお金が出るということだと思います。ただ、2の③に関連するのですが、道垣内先生は、まずは件数を増やさないと、人材育成の方は、ある意味、その後でよいというニュアンスがありました。私は、やはり「法の支配」を担う人、プレイヤーこれを育てないしは引っ張ってくるのが、日本のプレゼンスを向上させるという①にも繋がりますし、何よりも最大の啓発振興に繋がると思っています。ですから、その意味では2の③に、まず件数でしょうという発想で日本を仲裁審問場所とする仲裁件数という箇所があり、これを増やすために議論しているという建付けはよろしくないと思います。日本における仲裁案件の件数はあくまで指標の一つであって、ずっと長い間、20年、25年、ずっと件数増やしましょう増やしましょうという目的が空回りしているのが日本の現状のような気がします。

やはりその指標としての仲裁件数が揃わないと人材育成にお金を回せないということになると非常に由々しき問題だと思います。仲裁地ないし審問場所が日本で実際行われるかという、これは日本の企業の場合、なかなか紛争に持ち込まないとか、紛争になったとしても、仲裁の前の調停で穏便に和解するとか、ネゴシエーションで和解する件数が、実はものすごく多い。契約実務においても、M&Aの契約ですとか、ジョイントベンチャーの契約ですとか、かなり仲裁を入れた条項というのは肌感覚としても増えてきている。ただし、紛争になりかけても調停ないしネゴシエーションで解決してるから、日本で仲裁が行われないような部分もあって、そのような側面が、どうも件数という指標から落ちている気がします。その意味からすると、仲裁の事件数は、紛争の発生率もそうですし、調停や交渉の成立にも左右される。その仲裁手続とは違う要因で変動することもあるので、その書き方含めて、例えば日本の企業にとって、契約に仲裁条項が含まれる数ですとか、割合ですとか。あるいは海外含めて日本企業が仲裁を利用している件数ですとか、それら指標としてどう取っていくかというのは難しいところがありますが、各国で企業が仲裁利用しているデータも得られますので、③については、書き方を含めて、あるいは取り上げるか否かも含めて、考え直してよいのではと思います。

もう1つ、日本のプレゼンスを高めるためには例えば、論点1の①のところでプレゼンスというだけではなくて、いつまでもシンガポールに追いつけ追い越せではなくて、柔軟にもむしろ日本がリーダーシップをとりましょうよということをドカンと論点1で挙げてもよいのではと思います。その例として、この研究会で最初に申しあげましたように、法務省からも、UNCITRALに人を派遣して、UNCITRALの例えば高度技術契約の紛争が起きた場合は、日本型ないしは、少なくとも日本からインプットを入れた大陸法的で評価型の紛争解決も含めて、世界を引っ張っていきましょうと入れてもよいと思います。例えば、イスラエル政府と日本政府が高度技術に関する紛争解決について、ジョイントプロポーザルをしている事例もあり今も法務省さんが頑張っておられますし、要は、日本型の法の支配のルール作りを進めているということ等を、きちんと踏まえて、例えば、論点1の①のところでもプレゼンスを高め、リーダーシップを発揮していくとい

う記載をしてもよいと思います。つまり、ホームランを目指してヒットになるように、リーダーシップをとることを意義・目的に入れるべきだと思いますし、その指標として日本を仲裁地や仲裁審問場所とすることを指標として重要視するののかというところも再考していただければというのが、私からのコメントです。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○小原委員 小原でございます。ありがとうございます。高取先生のご意見と賛同するところと、違うところと両方ございます。せっかく議論の場ですので挙げさせていただきませう。いくつかあるので、また一つずつご質問させていただいてコメントさせていただいて、他の方のご意見が終わったところで、また追加させていただこうと思います。まず、今ご質問コメントさせていただくのは、論点1の1のところに特化してお話をさせていただこうと思います。

先ほど、私の方から道垣内先生の方に、もう少しマクロ的な観点での公益目的というのがあるのではないかというご質問をさせていただいて、先生からは、それはリーガルマーケットの拡大目的でしょうみたいな残念なご回答いただきましたのですが、ある意味、そこはそういう視点もあるということをお我々踏まえて、どういうふうに、その説得力のある形で、もう少しマクロ的な法の支配の実現という観点から、なぜ仲裁が振興しなければいけないのかというところをわかりやすく説明する必要があると感じております。

実は、こういうリーガルマーケットの拡大を目指しているというような国内での批判があるということをお、他の国の仲裁に携わっている方にお話をしたところお、すごくそれは近視眼的な見方だねということをお言われました。それは、もしかしたら副次効果かもしれないけれども、副次的な効果があることによって何か本丸の仲裁振興の足を引っ張るのはおかしいのではないかというご指摘もありましたので、参考までにご紹介させていただきます。①のところ非常に大事なことだと思っております、1にフォーカスと申し上げましたが、具体的なインプリメンテーションとして2を挙げていただいておりますけれども、あの①のわかりにくいマクロ的な日本でお国際的な紛争も解決をしっかりとしていくことは重要だと思っております。紛争解決面でお、日本が言ってみれば砂漠化しても構わないし、紛争解決を国外でお済ませれば、それでいいじゃないかという発想というのは、やはり問題があるのではないかなと思っております。もつとも、その点を、どういうふうにおわかりやすく国民に理解していただける形でお説明するののかというのが、すごく重要なかなというふうにお思いました。

それから③との関係おかもしれませんけれども、先ほど高取委員の方からお日本型を押し進めた方がいい。日本がリーダーを取る、リーダーシップをとるべきではないかというご示唆があつたかと思っております。それは、非常に、そのルールメイキングの中で日本がリ

リーダーシップを取るということは、とても重要なことだと思います。実際、国際仲裁のルールを作っているときに、IBAなどの場で多くの世界中の主な仲裁プレイヤーが集まって、多くのユーザーに納得がいくようなルールを作っているというのが、ソフトを作っているというの、実は仲裁の実務です。その中でボイスをきっちり出していき、日本が出ていくということは非常に重要だというふうに私も思います。他方において、やはり仲裁は国際空港でなくてはいけない、つまり誰にとっても使いやすいものでなくてはならないということになります。日本型だけを推し進める。または日本の固有性をあまりに強調することによって、逆にユーザーが限定されてしまうということを守るためにも、非常に、その辺りはバランスのとれた政策が必要なのかなというふうに思っているところでございます。まずここで一旦止めたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。小川委員。

○小川委員 ありがとうございます。委員の小川です。私も、特に国の政策として国際仲裁を活性化し、日本を仲裁地とする国際仲裁を国として活性化させることが政策的になぜ必要なのかということについては、やはり最終的な報告書の中では、一番最初に来るべきところだろうと思います。その中で挙げていただいている中で、特に先ほどの道垣内先生の言葉にもありました、法の支配ですとか、ここに①で書いてますルールですね。ルールに基づく。あと公正な手続。立場的に弱い人が泣き寝入りしないとか、そういった意味で公正な手続であり、かつ、ビジネスですので、紛争解決も当然スピード感を持ってやらないといけないということなので、円滑にそういった紛争解決をするその基盤を整えると。そういったいくつか重要な概念というか、Termがあるように思いますので、そういったものは、ぜひ最終的な論点整理の中に入れていく必要があるのだろうと思います。

先ほど少しUNCITRALの話が出てまして、実際に紛争が生じたときのそのインフラのみならず、今ここで議論をしているのは国際仲裁という場面での企業間の紛争の話ですが、広く捉えると、これはヒアリングの中でも出てきたと思いますが、やはり、その国際的な企業間紛争だけではなくて、紛争解決の世界全般について、やはり世界的に見て日本のプレゼンスといいますか、存在感というのがやはり薄い。劣化しているという言葉もありました。そういったその存在感を国としてきっちり外国に対しても示していくんだというその一つの具体例として、国際仲裁というものを一つトピックに上げて、その中で日本の存在感を示していくということが一つ重要ではないかということ。もう一つは、先ほどルールメイキングという話が出ておまして、やはり、国際的な紛争を解決する仲裁も含めてですけれども、UNCITRALも含めてルールメイキングの中で国が発言をする、日本国として発言をするということが、現在も頑張っていただいていることでもありますし、これからも重要になってくると思います。そういったときに、発言力といい

ますか、日本としての存在感ある発言をするためにはやはりどうしてもそういった国際仲裁あるいは国際紛争解決の実績とか、数ではないかもしれませんが、日本でそういった紛争が円滑に解決をされているということの経験と言いますか、蓄積がされているということが、それが後ろ盾となって実際に発言するときに発言に力を持つというか、そういうことが出てくると思います。私は紛争解決、紛争が起きたときの話もそうですし、実際にそのためのルールを作るところにおいても、日本国として立場を示していくためには、日本の中で、そういった紛争解決の実績が蓄積されているということが、極めて重要であると。それは国としても、日本の中で国際紛争解決が実施されて円滑に運営されていることの実績の蓄積は、極めて重要だと思います。そういった意味で広くルールメイキングの場面での発言力を高めるためにも、国として、この場所、日本における仲裁を活性化させるんだということは非常に意味があるのではないかなと思っています。その辺りも含めて広めに書いていただくということは一つの考え方としてはあり得るのかなというふうに思いました。

○山本座長 ありがとうございます。

○高取委員 補足ですけど、小原先生と違うところがあるとおっしゃいましたが、どうしても私、調停をやっているので、コモンインタレストを追求してしまうのですが、私も決してその日本型のある種独特なものだけを世界に押し付けていくという意味でのリーダーシップとは申し上げるつもりはありません。むしろそのようなオプション作りと啓発とを考えています。例えば、クリストファー・ラオさんのインタビュー結果を見ても、日本型を組み合わせたハイブリッドな形の運用のオプションも含めて、またそのような形ではない運用も含めて、例えば仲裁から調停に移行する効率的な運用のチョイスがありうるという分類が多分十分に伝わっていないように見受けました。したがってArb-Med-Arbには否定的という記述だけが残っていて残念に思いました。少なくともそのオプションとして、日本企業を含めてそれから大陸法圏のユーザー、ヨーロッパそうですけども、当事者が正に選んだ法の支配として、ソフトローの面でオプションとして、今申し上げたような日本型のものをプロポーザルしていくとよいと有益と考えます。もちろん、これが国際スタンダードから奇異に受け取られて日本は変なシステムを発信しているといわれるようなことは避けるべきだと思います。ただし、そういうことを正当に合理的に発信していくという意味でのリーダーシップ。もちろん世界的なスタンダードとして今、啓発されているコモンロー型の運用ができる人材も育てていく必要があります。その方が両方を使えていく人材を育てて、またオプションとして啓発していくという意味で、リーダーシップを発揮していくべきではないかと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは中山委員お願いします。

○中山委員 失礼します。私も企業人でございますので、例えば③の件でございますけれども、そもそも日本企業が、この目的、国の施策として目的とした国際調査をやるには、企業の海外進出もそうですけど海外取引、そもそも取引から始めていくような観点をしっかりと促す。いわゆる国がバックグラウンドであるということをバックアップ体制ができているということを中心として中小企業に対して深くバックアップ体制をとっているということが重要だと。どこまでいっても、まだまだ中小企業においては、海外直接の取引は全然推進してはいないです。それは、いないけれども、今後それが増えるかどうかは、ものすごい増えてくる。DXが、これだけ広がってきて、あの取引の窓口ってのは、どんどん広がっているということは、今後、必ず起こり得るのは、やはりこの法の問題、いわゆるこのトラブルの件数増えてきますので、本当に、この企業間でのこのトラブルが増えてくるということをしかりと捉えた上で、ここの国際仲裁を安易にできる。もちろん安易にすることも、もちろんそうですけど、今でも十分できているわけですから。それをもっと窓口を広げる。つまり国がしっかりとバックグラウンドがあるということを知るといのが目的・意義で、一つ置く必要は大事かなと思います。

○山本座長 ありがとうございます。東委員お願いいたします。

○東委員 よろしく申し上げます。今の中山委員のご指摘とかぶるところでございますけれども、今日、道垣内先生のお話伺いまして、国民の理解を得るという意味では、この1の①が大事だというのは確かにおっしゃる通りではございますけれども、②③もやはり非常に大事ですし、これが国益になるものではないかなと私としては思っております。といいますのは、ユーザー目線からということになりますけれども、仲裁に関する特定の業界の利益のためということではなくて、大企業であれ、中小企業であれ、ユーザーとなる日本の企業が、合理的な紛争解決の手続を利用することができるという意味での法の基盤を整えていただく一環だというふうに理解しております。特に②のところを書いていただいております、これまでの取組の中でも強調されていたところかと思っておりますけれども、これは引き続き重要な目的ではないかというふうに理解しております。

他方で、①を否定するものではなく、これはこれで非常に大事なことであろうというふうに思っております。①を第1の目的と挙げたときには、この後の論点に出てくる、どういったことをこれからしていくかというところの力点が変わってくるのかなとは思っております。例えば、国際仲裁を世界に浸透させるということを目的と考えますと、例えば、日本で仲裁をやって、その結果を現地で実際執行できるようになって初めてこの国際仲裁を世界に浸透させたということになると思いますが、現状そこまで仲裁が浸透していない国もあります。したがって、執行の問題が一つあると理解しております。そうしますと、世界で国際仲裁を浸透させると言いますと、実は日本で仲裁を活性化させると

いうだけにとどまらず、先ほどのルールミーティングというお話がありましたけれども、他の側面も含めて、いろんな取組をしていくべきという話に広がり得る、新しい視点なのかなというふうに伺いながら、そういうふうに思っておりました。はい、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます縦1についてお話を、次に2についてコメントをさせていただくということを申し上げたかと思いますが、1についても、一つだけ補足をさせていただければと思います。

1の②の経済効果というもう少しミクロ的な発想案についてコメントをさせていただきますと、もうご案内のとおり、日本で事業が増えるとやはり人が日本にたくさん来る。仲裁も含めて需要が増えるということは、日本の経済の振興という意味でも、日本の税収の増加という意味でも非常に重要なことかと思っております。雑談的になりますけれども、ある本を読んだときに聞いたこととして、ニューヨークである古い建物をニューヨーク市がどうするかということを考えたときに、そこを改装して劇場にして、又は劇場関係者に1ドルという非常に廉価で貸し出して、短期的に言うとニューヨーク市にとっては収入がないというか、むしろ真っ赤になるわけですが、それによって逆に演劇が盛んになり、逆に演劇を見にニューヨークの外からニューヨークに来る観光客に宿泊税を確かに2ドルで課したっていうふうに聞いていたんですが、元々その施設を1ドルで劇場関係者に貸し出したんだけど、1人当り観劇に来る人に宿泊代に2ドルを取るといような形で最終的に元を取ったという。元を取るというか、よりニューヨーク市が発展して、人を呼び集めたというお話もありますので、長期的な視点で、どうやって日本の魅力を増すのかということを考えていくのも重要かと思いました。補足です。

2ですけれども、2の意義として、私が理解したのは、1が具体的にどういう事象で捉えられるのかという観点で、2の①から④がリストされていると理解しております。その観点でこれが何か数値目標のような形で動いてしまうと、かえって適切ではないのではないかというふうに思っておりますので、飽くまで、これは参考の数字ということかと思えます。先ほど高取先生がおっしゃられた実際に仲裁が起きた件数というのは、いろんな事情で仲裁が起きたり起きなかったりするもので、むしろ仲裁合意が含まれた件数、仲裁合意が盛り込まれた件数が大事なのではないかというようなご示唆があったと思います。その御指摘は、あらゆるこの数値目標、数値目標というか数値にも関連するポイントかと思えます。

もう一つは、今ここに上がっていないものとしては、日本企業・日系企業が当事者となる仲裁の件数。これも、あの数値目標というわけではなくて、日本企業・日系企業がうまく仲裁を使えているというのは、1の③に関連するところかなと思いますので、それも3、参考資料といえますか、数値として見ても見るには間接的には役に立つもの

ではないかなと思い、コメントさせていただきました。以上です。

○**山本座長** ありがとうございます。他に何か。

○**中山委員** 度々失礼いたします。私ちょっと先ほどの補足といいますか、付け加えさせていただきたいですけれども、中小企業において海外取引進出するのは、増えてくると言った一方で、中小企業の数っていうのはもう2030年、2040年に減っていくのも間違いなく統計上出ています。語弊があったらいけないですけど、減っていくという現実があるのに増えていくのは、やはり、その手法を中小企業がどんどん取り出すっていうのが現実として見えています。私の足元では、そういった声や実際に強化していくことを目指している。そうじゃないと中小企業は生き残れないという観点がすごく多いので、それが、今グローバリズムが浸透しているというのが実態としてあるとなったときに、この2の中のさっきの数値目標という数もありましたけども、私も同感です。数値目標ばかりが、この要素であって正しいかどうかというのが、一つありますが、そういった中で実際に中小企業の数であったり業界が今後越境しやすい業界で可能性があるところは、ある一定の数値になるかと思えます。今まで出なかった中小企業が絶対出ないで、その業界といったものが、今後簡単に出るようになっていくわけです。それって、基準の上で多分数字って出したりするものだと思います。要は、可能性を秘めている中小企業数をここに考慮して考えれば、おのずとしてこの必要性が立証できるのではと捉えてみました。以上です。

○**山本座長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。そうですね。1の2について、その①という観点。この点は、従来それほど大きく正面から出されていなかったのではないかと思いますけれども、ただやはり道垣内先生からすれば、公益という観点から、このような打ち出しをしていくということが重要ではないかという点につきましては、委員からも多かったと思います。②の点は比較的従来からあったところかと思いますが、議論は基本的にはまだだったなと思いますけれども。③の点については、これもそれほど委員の皆さんからすると違和感はない観点でしょうかね。それでより具体化した要素として、この2について、小原委員の方からも数値目標ということではないと。参考資料というか、こういう文章としてこのようなものがあるということです。②か④については言及いただきましたが、①の第三国仲裁の点はいかがでしょうか。この点についても何かご意見があればお伺いしたいと思います。東委員、お願いします。

○**東委員** 今ご指摘いただいたところとずれてしまうかもしれないですけども、小原先生のご指摘と同様に、あまりこの数を追っかけるというのは分かりやすいのですけれども、それ自体が、どこまで強調されるべきなのかなという気はしております。この①の第

三国仲裁と言っているところで何を捉えようとしているかという、日本だけではなくて、海外で日本の仲裁が浸透しているということだと思います。その意味では、1の①でプレゼンスが向上しているかということが大事でございますので、必ずしも仲裁件数でなくても、海外で日本の仲裁がどのぐらい周知・認知されるようになっているかということが大切ということだと思います。例えば、現状ですと、世界の仲裁地を比較するような国際的に実施されたアンケートや調査レポートなどで、日本は仲裁地としてほとんど言及されていないわけです。そういった調査をしたときに日本のプレゼンスなり認知が以前よりも上がっているということが確認できれば、それも立派な、正にこの1の①の目的にかなうことになりますので、必ずしも仲裁件数にこだわらなくても良いのではないかなというふうには思いました。

○山本座長 ありがとうございます。他ございますか。高取委員。

○高取委員 当然、日本仲裁地とする第三国仲裁件数が増えるということは日本が紛争解決として認知されて、日本のプレゼンスが高まっているということの一つの指標となりますから、①にリンクするものとしてあってはいいと思いますけど、ここは、私も小原先生のご発言にも賛成です。これは飽くまでも参考数値、一つのファクターであって、要は日本がリーダーシップを取り、紛争解決のリーダーとして認知される、そういう指標が得られるのであれば、それは参考にしてもいいですし、もう一つ、この①に限らないですが、先ほどおっしゃった中小企業を含めて実際にその紛争解決条項あるいは管轄条項として、仲裁というものを、例えばオプションとして入れている近時の割合のようなものを経済界、中小企業を含めてアンケートを取れば、参考になる数字は得られます。それが得られれば間違いなく数字としては増えていると思います。また今後も必ず増えてくると思います。仲裁の秘密性だったり、国境を越えた執行性だったりが高品質としてあるので、そういうものをこの指標として、参考数値として、例えば、アンケートを取って入れていく等の方が健全かなと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

○小原委員 もう皆様ご認識のことだと思いますが、記録上コメントとして残させていただきますと、やはりこういった1に挙げている目標というのは、何か短期間に実現できるものではありません。今回の過去5年の法務省の施策のときには、JIDRCの利用件数増えたのですかというところで評価されてしまった経緯のようにも見えるところがありまして、それは非常に残念なところかと思えます。JIDRCの成果は、それだけではありません。1の目的は長期的に国がインフラ整備として考えていくべきものであって、2の数字も短期的な数字に踊らされるべきではないというコメントを残させていただきます。以上

です。

○**山本座長** ありがとうございます。重要なコメントだと思います。他に、小川さんどうぞ。

○**小川委員** 小川です。考慮すべき要素に挙げるものはどうあるべきかというところと少し観点を離れますが、先ほど高取委員の方からアンケートの話がありました。やはりアンケートは、日本の方だけじゃなくて外国の方にも当然聞くべきだと思います。その上で、最終的に上げられたその項目についてどういうふうに観測をしていくというか、長期的に見ていくときに、アンケートという感じで、数字で出るものもそうですが、それプラス、特定の事務所ですとか、企業もあり得るかもしれませんが、そういったところをある程度特定した上で、例えば、何年単位という形で定期的にそのヒアリングを取ったときに、挙げられているその、数値ですとか項目が上向いているのか、変わらないのか、下向いているのかという形で、これは長期事業という形で、先ほど小原委員からも話がありましたので、そういう長期的に定期的にそういった形でのヒアリングも含めて、個別に企業等を特定した上で変化を追っていくということも、これは項目というよりは手法の問題だと思いますが、そういったこともアンケートを実施することと並行して取り入れていくということも考えられるのではないかなと思いましたので、補足でコメントさせていただきます。

○**山本座長** ありがとうございます。他にどうでしょうか。それでこのページの最後の3に記載されているところでもありますけれども、これについては、先ほど高取委員と小原委員のやり取りといいますか、そのシンガポールに追いつけ追い越せみたいなことでは必ずしもないという発言がありました。日本の中では特殊なものをオプションとして発信していくというような戦略というのが考えられているということをご発言でありました。他方、小原委員からは特殊性というのをあまり強調するのはいかがかというご主旨のご発言であったかと思います。この点につきましても、さらに何か補足的なご発言、あるいは他の委員からご発言があれば、伺いたいと思います。どうぞ。

○**高取委員** 私の意見としては小原先生と実質的に異なるとは思っておりません。要は、国際的スタンダードが非常に大事ですよね。今C.I.Arb.で認定講師として、外国人も含めてトレーニング担当をしています。その基礎は、正に仲裁手続の進行についての基本。例えば、equalityですとか、デュープロセスを順守していくUNCITRALのモデルルールに従って、トレーニングをしています。こういうスタンダードは、非常に大事で、仲裁廷と一緒に組んだことがある外国人を含めて、著名な仲裁人として多くの仲裁事件をやっている、変な仲裁をやられる方がいることも否定できません。それによって、仲裁に期待していたけど使い勝手悪いと思ってしまっている日本の企業も実は多い。

ですからやはり最低限のファンダメンタルなコンセプトとしてのequalityですとか、中立性ですとか、デュープロセスを学ぶには、UNCITRALのモデル法やルールは基礎としては非常によくできていると思いますので、その上に乗っかるものとして日本の特殊性を強調していくことは全然ありだと思います。そこでやはりArb-Med-Arbというgeneralなコンセプトにおいて、例えばdecision makerとmediationの担い手が同一というオプションも、十分国際的なスタンダードに乗った上で、オプションとして有効だということは、C.I.Arb.のFacultyとしても、感じています。そこは国際的なスタンダードをきちんと踏まえつつ、でも、こういうオプションもあってよいのでは、そこで日本がリーダーシップを発揮していく。それが実は世界的にプレゼンスを高めることに繋がる。だから、この後の議論にも関連しますが、日本は国際的なスタンダードを学んでいる、例えばC.I.Arb.の認証を得ている仲裁人がこれだけいますよということを具体的に、例えば、JCAAのWebページあるいはJAAのホームページ等でリストを発信して外国にも広めていく。日本は、これだけ国際的なスタンダードのトレーニングを受けている人がおり、変な仲裁をやっている人ではなくて、少なくとも適切かつファンダメンタルな教育を受けた人がこれだけいますよということを発信していくことこそが、何よりの仲裁振興ですし、日本のプレゼンスを高めることに繋がると思います。そういう点を少しでも報告書に入れていただき、日本のプレゼンスを高める記述のところに入れていただくか。それをリーダーシップと呼んでしまうと漠然とし過ぎるかもしれませんが、表現を工夫して1のところか、2のところか、この後の項目かに入れていただけるといいのではないかと思います。

○山本座長 ありがとうございます。

○小川委員 この1番だけで今日終わってしまいそうですが、しかし、ここを議論することが今後の議論の方向性に重要な影響を及ぼすと思いますので、今、高取先生からご指摘いただいた件で思うところがありますので、いくつか。

まず、Arb-Medですけれども、これについて私の理解は、少なくとも例えば著名な機関が出している国際的な調査を見ても、mediationを紛争解決手続の中でもっと使うべきだということについては、数としてははっきり出ているところだと思います。もう一つは、世界的に見たときに、Arb-Medに日本の特殊性があると言えるかという、私は必ずしもそうではないと思っています。例えば、先月のJCAAの70周年記念イベントのときに、少し引用させていただいたのですが、International Mediation Instituteと、米国のPepperdine大学が共同で行っている、いわゆるMix-ModeのArb-Medを研究しているワーキンググループがごございます。この構成員にはLau先生が、実は入っています。入っていて、しかもいろんな法域から、committeeメンバーとして呼んで、Arb-Med、つまりmediationを仲裁手続の中でうまく組み合わせる形としては、どのようなガイドライ

ン等を作れば、世界的に受けられるものになるかということの、そういったプラクティスとかガイドラインというものを、みんなで話し合って作っていこうというグループがあります。そのワーキンググループのメンバーが、どの国から来ているかという、やはり中国が多い。実際に、こういったワーキンググループの中間レポートを見ても、仲裁人が調停人を兼ねるタイプのArb-Medに関しては中国の文化に根ざしたものだということで紹介されることが多い。そのような中で、日本のArb-Medを売っていくとすると、先ほど、IBAの話で国際的なルール形成ということがありましたが、そういったルール形成の中で、どうやって日本の実務家であったり、我々であったり、企業が絡んでいくかということが、やはり、こういった世界の流れを見ても、重要なことなのかなとは思いました。

○山本座長 ありがとうございます。東委員、お願いします。

○東委員 ありがとうございます。今、先生方にご議論いただいたところとは違う観点になりますけれども、過去のヒアリングでも、そういった御指摘があったように記憶しておりますが、ユーザーの立場から正直に申し上げると、どの仲裁地を選択するかは、各仲裁機関や仲裁地のルールですとか、手続の違いで選ぶというよりは、もっと非常に粗い、この国であれば公正・適正な手続を受けられるであろうですとか、そもそも、この国でちゃんと英語でコミュニケーションできるかですとか、もっとプリミティブなところで決まってしまうということなのかなと思っております。先ほどの1の①の繰り返しになりますけれども、やはり、このいかにプレゼンスというイメージを良くしていくかということが非常に大事と思っております。例えば、ここに書いていただいているロンドン、スイス、シンガポールでございますけれども、ヨーロッパの案件であればシンガポールを選ぼうとはあまりならず、アジアの案件ですとシンガポールや香港が有力な候補地になってくるという粗いイメージがあり、それに基づいて仲裁地を選択することが多いわけでございます。そうすると、日本が目指すべきは、例えばアジアにおいて公正な審判を受けようとしたらシンガポール、香港、東京がいいといった、例えばそういったイメージをいかに高めていけるかが大切ではないかと思えます。これから日本をプロモーションしていくときには、我々日本はこのアジアで日本企業だけではなくて、アジアの国々の企業が公正な紛争解決手続を受けることができるように、あんなことしてます、こんなことしてますと。日本では、こういったことができますよといったような、ターゲットを絞った戦略を立案していくのも一つの観点としてあるのかなというふうに思いました。以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。他にどうぞ。

○高取委員 確かにここだけで今日は終わりですけど、先ほどの小川さんのご発言

についても全くそう思います。クリストファー・ラオ氏の考え方について、私が理解するものを踏まえて、彼のその聞き取りメモ資料を見ますと、私、残念ながらこれ立ち会っていないのですが一番最後の5ページのところに、Arb-Med-Arbの取組を日本が推奨としているのは分かるが、この取組は国際仲裁コミュニティに受け入れられているとは言えないと書かれています。ここは私多分メモの書き方違うと思っています。要は、小川さんおっしゃるように、Arb-Med-Arbという仲裁と調停の組み合わせを利用すること自体は、グローバルに歓迎されていて、それを仲裁人と調停人の同一性を含めてどちらを取るか、どのようにプラクティスしていくかについて、現在、ICCやIDC等を含めてホットな議論を展開していると理解しています。私は、このような仲裁と調停の組み合わせを有効に活用していくということ自体に反対する人はほぼいないと思っています。彼がここで言わんとするのは、ディビジョンメーカーが、調停人を兼ねてしまうことについての懸念や国際的な受け止められ方についての見解であり、without prejudiceをいわば無視するようなプラクティスについて、それはまずいし、ネガティブに受け止められるということを指しているのだと思います。この書き方についてもそのような解釈なり注を加えていただいた方が、私の理解には合う。要するに、Arb-Med-Arbというのは、別にコモンローだろうが、シビルローだろうがあつて、ただ、その組み合わせや繋ぎ方について、オプションとしてシビルロー的な考え方とコモンロー的な考え方が違うということだと思います。同じシビルローでも、日本型の裁判所的な考え方と違い、ヨーロッパではやはりwithout prejudiceを守るべきでしょうという議論が強い。ドイツをはじめとしてヨーロッパでも心証を引き継ぐのはまずいという考え方も根強いので、そこは枝わかれしていくことを踏まえて、もし可能であれば、この資料自体の補足をするか、我々の報告書に形として残せるとよいのではと思います。そこだけ一点指摘させていただきます。

○山本座長 それまたちょっと確認をさせていただければと思いますけれども、他にいかがでしょうか。この論点1で終わるのではないかとと言われていましたが、私は、元々そのつもりです。多分、この総論部分は最も重要で最も議論が多くて、それ以下に影響するところですので、今日のところは、ここまで行けば十分なので。もし論点1についてお話があるかと思いますが、他にいかがでしょうか。

○小原先生 私もこのArb-Med-Arbの話は避けたいと思っていましたが、むしろ、ここで皆さんの理解を整理しておいた方が、誤解がないかなと思ひまして、ご説明させていただきます。高取先生がご指摘のとおり、Arb-Med-Arbは、仲裁人が調停人を兼ねるパターンでイメージされることが圧倒的に多く、その意味で、例えば、今回インタビューをしたDISの方も含めて、Arb-Med-Arbは利用されていないという言い方をしています。ICCの仲裁ADRに関するコミッションにおいて、仲裁における和解促進をテーマとして

コミッションレポートが2023年に出ているのではないかと思います。その中でも仲裁と調停の組合せで、しかもその仲裁人が調停人を兼ねる組合せというのは、もうユニークに中国のプラクティスであるということで、レポートの対象から外れています。Arb-Med-Arbは、国際紛争解決ではセンシティブな問題と捉えられる傾向があります。仲裁人が調停人を兼ねる中国のプラクティスは、国際的には、あまり推奨されていないというイメージで受け止められていることも事実です。特異なローカル、特異なプラクティスということで受け止められている部分もあります。やはりArb-Med-Arbって何のことを話しているのかということが、とても重要なのかなというふうに思います。仲裁人と調停人を兼ねるダブルハットのArb-Med-Arbは、一部の地域を除いて利用されていない。中国除いて、あまり推奨されていないというか、むしろ、かなり拒否反応が非常に強いところ。Arb-Med-Arbは何の話をしているのかというところをまず整理してから議論する必要があります。はい、以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

○高取委員 正にそのとおりで、そういう議論の整理の上で、日本がリーダーシップ発揮できると思います。世界的なスタンダードの中で、プラス、シビルロー型の、例えば心証を引き継ぐような裁判所型の進め方に慣れている企業もいます。また、グローバルスタンダードのものとしては、例えば、法務省のホームページでアップされている正に「Arb-Med-Arbの模擬動画」があります。これはシビルローのスイスの仲裁人がまず仲裁の長を相当し、その後ドイツの調停人による調停に移行します。ドイツはシビルローではありますが我々はgeneralにArb-Med-Arbと呼んでいます。仲裁人と調停人は別のバージョンで心証も引き継ぎません。これを法務省の動画でも掲載して頂いています。それから、私が、以前京都国際調停センターがシンガポール国際調停センター(SIMC)との共同プロトコールで行った調停も。シンガポールの国際仲裁センター(SIAC)とJIMC/SIMCの両調停センターによるArb-Med-Arbの一部として行いました。私は調停人を務めました。本件で仲裁人はやっていません。SIMCとJICから選任を受けて、調停を勤めました。これもArb-Medの一部です。その場合、仲裁と調停は、別なものとして心証を引き継がずに動きました。このように、調停人が仲裁人と別の方がよいのか、あるいは同じでよいのかという議論があり、そういう議論を整理していくところも、日本がやはりリーダーシップ取れると思っています。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。この辺は、数十年大議論があるところで、日本国内でも様々な議論があります。また具体的な問題、論点2以下のところでも、今の点について立ち返っていただくところがあるかと思っています。本日はこれで終了いたしまして、次回論点2以降についてご議論を再開させていただくことにしたいと思います。

4 閉会